

平成十九年政令第三百十八号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令
内閣は、健康保険法等の一部を改正する法律
(平成十八年法律第八十三号)の一部の施行に伴
い、並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭
和五十七年法律第八十号)第十八条第一項、第四
十八条第五十条第二号、第五十四条第四項及び
第八項第五十七条第一項、第六十七条第一項第
二号、第七十四条第十項、第七十五条第七項、第
七十六条第六項、第七十八条第八項及び第十
項、第八十二条第二項、第八十四条第二項、第九
十二条第一項及び第二項、第一百四条第二項、第
七条、第一百十条、第一百十四条、第一百三十条、第
三十三条第二項、第一百六十三条第三項並びに附則
第十四条第一項、同法第一百十条において読み替え
て準用する介護保険法(平成九年法律第二百二十三
号)第一百三十四条第一項第一号及び第二項から第
六項まで、第一百三十五条第一項から第三項まで及
び第六項、第一百三十八条第二項(同法第一百四十条
第三項において準用する場合を含む)、第一百四十
三条第三項、第一百四十二条第二項並びに第一百四十一
条の二、高齢者の医療の確保に関する法律(平成三
十条において準用する国民健康保険法(昭和三十
三年法律第二百九十二号)、第二百二条並びに健康保険
法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八
十三号)附則第二百三十三条の規定に基づき、高齢
者の医療の確保に関する法律施行令(平成十八年
政令第二百九十四号)の全部を改正するこの政令
を制定する。

目次

第一条 高齢者の医療の確保に関する法律(以下 「法」という。)第十七条の二第一項の規定によ る(手数料の額等)	第一章 手数料
第二条 高齢者の医療の確保に関する法律(以下 「法」という。)第十七条の二第一項の規定によ る(手数料の額等)	第二章 手数料
第三章 特定健康診査(第一条の三)	第三章 特定健康診査(第一条の三)
第四節 後期高齢者医療制度	第四節 後期高齢者医療制度
第五節 審査請求(第三十四条・第三十五条 条)	第五節 審査請求(第三十四条・第三十五条 条)
第六節 雜則(第三十六条)	第六節 雜則(第三十六条)
第七節 雜則(第三十七条)	第七節 雜則(第三十七条)
附則	附則

り匿名医療保険等関連情報利用者(法第十六条
の三に規定する匿名医療保険等関連情報利用者
をいう。次条第二項及び第三項において同じ。)
が納付すべき手数料の額は、匿名医療保険等関
連情報(法第十六条の二第一項に規定する匿名
医療保険等関連情報をいう。次条第三項におい
て同じ。)の提供に要する時間一時間までごと
に九千円とする。

2 前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面
に収入印紙を貼って納付しなければならない。
ただし、法第十七条の二第一項の規定により支
払基金等(法第十七条に規定する支払基金等を
いう。次条第三項において同じ。)に対し手数
料を納付する場合は、この限りでない。
(手数料の免除)

3 前項の手数料は、厚生労働省令で定める書面
に収入印紙を貼って納付しなければならない。
ただし、法第十七条の二第一項の規定により支
払基金等(法第十七条に規定する支払基金等を
いう。次条第三項において同じ。)に対し手数
料を納付する場合は、この限りでない。

第一条の二 法第十七条の二第二項の政令で定め る者は、次のとおりとする。

一 都道府県その他の法第十六条の二第一項第一
号に掲げる者

二 法第十六条の二第一項第二号又は第三号に
掲げる者のうち、それぞれ同項第二号又は第三
号に定める業務(補助金等による予算の執
行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第
百七十九号)第二条第一項に規定する補助金
等、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)第二百三十二条の二(同法第二百八十九
条第一項の規定により適用する場合を含む。)
の規定により地方公共団体が支出する補助金
又は国立研究開発法人日本医療研究開発機構
法(平成二十六年法律第四十九号)第十六条
第三号に掲げる業務として国立研究開発法人
日本医療研究開発機構が交付する助成金を充
てて行うものに限る。)を行う者

三 法第十六条の二第一項第二号又は第三号に
掲げる者のうち、第一号に掲げる者から同項
第一号に定める業務の委託(二以上の段階に
わたる委託を含む。以下この号において同
じ。)を受けた者又は前号に掲げる者から同
号に規定する業務の委託を受けた者

四 前項に掲げる者のみにより構成され
る団体

五 厚生労働大臣は、匿名医療保険等関連情報利
用者が前項各号に掲げる者のいずれかである場
合には、法第十七条の二第一項の手数料を免除
する。

六 法第五十四条第七項の規定により交付され
る被保険者証の引渡し

七 法第五十四条第十一項の規定により厚生労
働省令で定める事務のうち被保
険者の便益の増進に寄与するものとして厚生
労働省令で定めるもの

八 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給
付を行うための手続に係る手続その他保険料の
賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者
の便益の増進に寄与するものとして厚生
労働省令で定めるもの

九 後期高齢者医療制度に関する広報(法第四
十八条に規定する後期高齢者医療広域連合
省令で定めるもの)

除を求める旨及びその理由を記載した書面を厚
生労働大臣(法第十七条の規定により厚生労働
大臣からの委託を受けて、支払基金等が法第十
六条の二第一項の規定による匿名医療保険等関
連情報の提供に係る事務の全部を行う場合にあ
つては、支払基金等)に提出しなければならな
い。

第二章 特定健診査

(法第十八条第一項に規定する政令で定める生
活習慣病)

第一条の三 法第十八条第一項に規定する政令で
定める生活習慣病は、高血圧症、脂質異常症、
糖尿病その他の生活習慣病であつて、内臓脂肪
(腹腔内の腸間膜、大網等に存在する脂肪細胞
内に貯蔵された脂肪をいう。)の蓄積に起因す
るものとする。

第二章 後期高齢者医療制度

第一节 総則 (法第四十八条に規定する政令で定める事務)

第二条 法第四十八条に規定する政令で定める事
務は、次に掲げるものとする。

一 法第五十条第二号の規定による認定に關す
る申請の受付

二 法第五十四条第一項の規定による届出の
受付

三 法第五十四条第三項の規定による被保険者
証の交付の申請の受付及び当該被保険者証の
引渡し並びに同条第八項の規定により交付さ
れる被保険者証の引渡し

四 法第五十四条第六項及び第九項の規定によ
る被保険者証の返還の受付

五 法第五十四条第六項及び第九項の規定によ
る被保険者資格証明書の引渡し

六 法第五十四条第七項の規定により交付され
る被保険者証の引渡し

七 法第五十四条第十一項の規定により厚生労
働省令で定める事務のうち被保
険者の便益の増進に寄与するものとして厚生
労働省令で定めるもの

八 法第五十六条に規定する後期高齢者医療給
付を行うための手続に係る手続その他保険料の
賦課に係る手続に関する事務のうち被保険者
の便益の増進に寄与するものとして厚生
労働省令で定めるもの

九 後期高齢者医療制度に関する広報(法第四
十八条に規定する後期高齢者医療広域連合
省令で定めるもの)

(以下「後期高齢者医療広域連合」という。)
の区域の全部を対象とするものを除く。)及
び当該市町村に申出があつた後期高齢者医療
制度に関する相談に応じる事務

十 前各号に掲げる事務に付随する事務

(法第五十条第二号に規定する政令で定める程
度の障害の状態)

第三条 法第五十条第二号に規定する政令で定め
る程度の障害の状態は、別表に定めるとおりと
する。

第四条 法第五十四条第四項に規定する政令で定める
特別の事情

(法第五十四条第四項に規定する政令で定める
特別の事情)

第五条 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は盜難にかかるとしたこと。

二 滞納被保険者等又はその者と生計を一にす
る親族が病気になり、又は負傷したこと。

三 滞納被保険者等がその事業を廃止し、又は
休止したこと。

四 滞納被保険者等がその事業につき著しい損
失を受けたこと。

五 前各号に類する事由があつたこと。

六 法第五十四条第八項に規定する政令で定める
特別の事情

一 保険料を滞納している被保険者又はその属
する世帯の世帯主(以下この条において「滞
納被保険者等」という。)がその財産につき
災害を受け、又は

所を有していた
認められる

第三節 後期高齡者医療給付

(法第五十七条第一項に規定する政令で定める

二十一 新型インフルエンザ等対策特別措置法
(平成二十四年法律第三十一号)
(一部負担金に係る所得の額の算定方法等)

第六号において同じ)に係る同法第三百十一条の二第一項に規定する市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。第十五条第一項第六号及び第十六条の三第一項第六号において同じ)に係る同法第三百十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の

二
項において準用する場合を含む。第十八条第四項第一号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。第十八条第四項第一号において「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額及び同条第十二項に規定する条約適用配当等の額をいう。第十五条第一項第六号、第十六条の三第一項第六号並びに第十八条第一項第二号及び第三号において同じ。)の合計額から地方税法第三百十四条の二第一項各号及び第二項の規定による控除をした後の金額
二 当該療養の給付を受ける日の属する年の前年(十二月三十一日現在において年齢十六歳

2 法第六十七条第一項第二号に規定する政令で定める額は、二十八万円とする。

る者については適用しない。

世帯の他の世帯員である被保険者はついで当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する年が一

月から七月までの場合にあつては、前々年。以下この号において同じ。) 中の所得税法第

三十五条第三項に規定する公的年金等の収入
金額及び前年の合計所得金額（地方税法第二

百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法

第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれてゐる場合においては、当該給与所得につ

いでは同条第二項の規定によつて計算した金額（租税特別措置法第四十一条の十一第二項の規定による控除を除いて）は場合

第二項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額から十万円を控除して得を算定（当該額が零を下回る場合は、

（三課額が零を一回の場合に零とする。）によるものとし、租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第

三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第

三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合に

は、当該合計所得金額からこれらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長

期譲渡所得の金額から控除する金額及びこれらの規定（同法第三十五条の二第一項及び第

三十五条の二第一項を除く。)の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額は、控除一の金額の合計額と控除二

得の金額から控除する金額の合計額を控除した金額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合は、零とする。」から所得脱法第三十

る。) の合計額が三百二十万円(当該世帯に他の被保険者がいない者にあっては、二百万

二 市町村民税世帯非課税者（その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が当該療養の給付円）に満たない者

受ける日の属する年度（当該療養の給付を規定によつて課する所得割を除く。第十六条第一項第二項において同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。第五項第四号、第十四条第七項及び第十五条第一項第五号において同じ。）法第六十七条第一項第三号に規定する政令で定める額は、百四十五万円とする。前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。

一 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者について厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円（当該世帯に他の被保険者がいない者にあっては、三百八十三万円）に満たない者

二 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の被保険者がいない者であつて七十歳以上七十五歳未満の法第七条第四項に規定する加入者（以下この号において「加入者」という。）がいるものに限る。）及びその属する世帯の加入者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五十万円に満たない者

三 当該療養の給付を受ける者及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者について当該療養の給付を受ける日の属する年の前年（当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合は、前々年の第十八条第一項第二号に規定する基礎控除後の総所得金額等の算定の例により算定した額を合算した額が二百十萬円以下である者）

四 市町村民税世帯非課税者

入院時食事療養費に関する読替え

八条 法第七十四条第十項の規定により健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十四条の規定を準用する場合においては、同条中「健康保険の診療」とあるのは「後期高齢者医療の診療」と、「医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師」と

第七十 二条第 一項	第七十 二条第 二項	第七十 二条第 三項	第七十 二条第 四項	第七十 二条第 五項	第六十六 条第二項	第七十六 条第六項	第七十七 六条第六項に て準用する第六 十六条第二項	保険外併用療 養費に係る評 価療養、患者申 出療養又は選定 療養
第七十四 条第五項	第七十五 条第七項	第七十六 条第七項	第七十七 条第七項	第七十八 条第七項	第七十九 条第七項	第八十 条第七項	第八十一 条第七項	第八十二 条第七項
食事療養を 保険医療機 関等	指定訪問看護 事業	前各項	前項	第七十八條第七項	第七十八條第七項	第七十九條第七項	第八十條第七項	第八十一條第七項
第七十四 条第五項	第七十五 条第七項	第七十六 条第七項	第七十七 条第七項	第七十八條第一項 から第七項まで及 び同条第八項にお いて準用する第四 項から前項まで	第七十九條第一項 から第七項まで及 び同条第八項にお いて準用する第四 項から前項まで	第八十條第一項 から第七項まで及 び同条第八項にお いて準用する第四 項から前項まで	第八十一條第一項 から第七項まで及 び同条第八項にお いて準用する第四 項から前項まで	第八十二條第一項 から第七項まで及 び同条第八項にお いて準用する第四 項から前項まで

二 計算期間（基準日被保険者が他の後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に限り、他の後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される場合を除く。）として受けた外来療養に係る前号に規定する合算額員等であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合等の組合員等に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養（七十歳に達する日の属する月の翌月以後の外来療養に限る。次号において同じ。）について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

四 計算期間（基準日世帯被保険者（基準日において基準日被保険者と同一の世帯に属する被保険者をいう。以下この項及び第三項並びに第十六条の二第一項において同じ。）（基準日被保険者を除く。以下この項及び第三項において同じ。）が組合等の組合員等であり、かつ、当該基準日被保険者が当該基準日世帯被保険者の被扶養者等であった間に限る。）において、当該基準日被保険者が当該組合員等の組合員等の被扶養者等（法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者である場合を除く。）として受けた外来療養について第一号に規定する合算額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

前項の規定は、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった者（基準日において他の後期高齢者医療広域連合の被保険者である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二号に掲げる額のうち、
計算期間（毎年八月一日から翌年七月三十一日までの期間をいう。以下同じ。）（次項に規定する者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に限
る。）において、当該基準日被保険者が当該
養に係る前号に規定する合算額員等であっ
た間に限る。）において、当該基準日被保
険者が当該組合等の組合員等に相当する者
である場合を除く。）として受けた外来療
養（七十歳に達する日の属する月の翌月以
後の外来療養に限る。次号において同じ。）
について第一号に規定する合算額に相当
する額として厚生労働省令で定めるところ
により算定した額

四 計算期間（基準日世帯被保険者（基準日
において基準日被保険者と同一の世帯に属する
被保険者をいう。以下この項及び第三項並び
に第十六条の二第一項において同じ。）（基準
日被保険者を除く。以下この項及び第三項
において同じ。）が組合等の組合員等であり、
かつ、当該基準日被保険者が当該基準日世帯
被保険者の被扶養者等であった間に限る。）
において、当該基準日被保険者が当該組合員等
の組合員等の被扶養者等（法第六十七条第一
項第三号の規定が適用される者に相当する者
である場合を除く。）として受けた外来療養
について第一号に規定する合算額に相当する
額として厚生労働省令で定めるところにより
算定した額

3 計算期間において 合の被保険者であつ 等の組合員等（第六項に規 定する国民健康保険 の世帯主等であつて被 保険者である者を除く。） である者に限る。以下この 項目において「基準日 組合員等」という。）に対 する高額療養費は、	号二 第項一 第		号一 第項一 第		書した項一 第			
	他の 被保険者 連合の 被保険者	後期 高齢 者医療 広域 連合	後 期 高 齢 者 医 療 廣 域 連 合	（）が当該 者が当該他の後期高齢者医 療広域連合（以下この項に おいて「基準日後期高齢者 医療広域連合」という。）	該 お い て 當	（毎年八月 一日から 翌年七月 三十日までの期 間をいう。 以下同じ） の末日	（毎年八月 一日から 翌年七月 三十日までの期 間をいう。 以下同じ） の末日	の 外 來 療 養 に 係 る
第一号に掲げる額が高額療養費計算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、第二号に掲げる額に第三号に掲げる率を乗じて得た額とする。ただし、当該基準日組合員等が基準	基準日後期高齢者医療広域連合以外の 連合	連合の被保険者（）	（）が当該他の後期高齢者医療広域連合（以下この項において「基準日後期高齢者医療広域連合」という。）	おいて他の	おいて当	（毎年八月 一日から 翌年七月 三十日までの期 間をいう。 以下同じ） の末日	（毎年八月 一日から 翌年七月 三十日までの期 間をいう。 以下同じ） の末日	の 外 來 療 養 に 係 る

日において法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者に相当する者は、この限りでない。

一 基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等（基準日において当該基準日組合員等の被扶養者等である者をいう。第三号において同じ。）を基準日世帯被保険者とそれのみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項各号に掲げる額に相当する額を合算した額（次号及び第三号において「基準日組合員等合算額」という。）

二 基準日組合員等合算額から高額療養費算定期額を控除した額

三 基準日組合員等合算額のうち、基準日組合員等を基準日被保険者と、基準日被扶養者等を基準日世帯被保険者とそれぞれみなして厚生労働省令で定めるところにより算定した第一項第一号に掲げる額に相当する額を、基準日組合員等合算額で除して得た率

前項の規定は、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった者（基準日において組合等の組合員等の被扶養者等である者に限る。）に対する高額療養費の支給について準用する。この場合において、同項第一号中「基準日組合員等を」とあるのは、「基準日組合員等（基準日において組合等の組合員等である者をいう。第三号において同じ。）を」と、「第三号」とあるのは、「同号」と読み替えるものとする。

5 第一項（第二項において準用する場合を含む。）、第三項（前項において準用する場合を含む。）及び前項において「組合等」とは、健康保険（日雇特例被保険者（健康保険法第三条第二項に規定する日雇特例被保険者をいう。第十六条の三第三項において同じ。）の保険を除く。）の保険者としての全国健康保険協会、健康保険組合、同法第一百一十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会、船員保険法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、国家公務員共済組合法（昭和三十年法律第二百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）に基づく共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。

6 第一項（第二項において準用する場合を含む。）、第三項（第四項において準用する場合を含む。）

含む)及び第四項において「組合員等」とは、健康保険の被保険者(日雇特例被保険者であつた者(健康保険法施行令第四十一条の二第九項に規定する日雇特例被保険者であつた者をいふ。第十六条の三第三項において同じ。)を含む)、船員保険の被保険者、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主若しくは国民健康保険組合の組合員(以下「国民健康保険の世帯主等」という。)をいう。

第一項(第二項において準用する場合を含む。)、第三項第一号(第四項において準用する場合を含む。)及び第四項において「被扶養者等」とは、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者又は国民健康保険の世帯主等と同一の世帯に属する当該国民健康保険の世帯主等以外の国民健康保険の被保険者をいう。

(高額療養費算定基準額)

第十五条 第十四条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一次号から第六号までに掲げる者以外の者五万七千六百円。ただし、その者が療養のあつた月に属する世帯の被保険者に対し、当該療養のあつた月以前の十二月以内に既に高額療養費(第十四条第一項又は第二項の規定によるもの(同条第七項の規定によりその額を算定したものと含む。)に限る。)が支給されている月数が三月以上ある場合(以下「高額療養費多額回該当の場合」という。)については、四万四千四百円とする。

二 法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者であつて同号に規定する所得の額が六百九十万円以上のもの二十五万二千六百円と、第十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額を合算した額に係る療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額(その額が八十四万二千円に満たないときは、八十四万二千円)から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額(この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であ

る額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が二十六万七千円に満たないときは、二十六万七千円）から二十六万七千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多數回該当の場合にあっては、四万四千四百円とする。

第一項第五号に掲げる者（第十四条第七項に規定する場合に該当する者を除く。）二万四千六百円

第二項第六号に掲げる者 一万五千元

第一項第一号に掲げる者 二万八千八百元。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多數回該当の場合にあっては、二万二千二百四十円とする。

第一項第二号に掲げる者 十二万六千三百円と、第十四条第一項第一号イからヌまでに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が四十二万三千円に満たないときは、四十二万三千円）から四十二万三千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多數回該当の場合にあっては、七万五十円とする。

費用の額（その額が二十七万九千円に満たないときは、二十七万九千円）から二十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該定の場合にあっては、四万六千五百円とする。

二 第一項第四号に掲げる者 四万五十円とし、第十四条第一項第一号イから又までに掲げる額に係る特定疾病給付対象療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該特定疾病給付対象療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該定の場合にあっては、二万二千二百四十円とする。

ホ 第一項第五号に掲げる者 一万二千三百円

ヘ 第一項第六号に掲げる者 七千五百円

三 外来療養（七十五歳到達時特例対象療養を除く）である場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 一万八千円

ロ 第一項第五号又は第六号に掲げる者 八千円

四 外来療養（七十五歳到達時特例対象療養に限る）である場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める額

イ 第一項第一号に掲げる者 九千円

ロ 第一項第五号又は第六号に掲げる者 四千円

7 第十四条第七項の高額療養費算定基準額は、一万五千円とする。
8 前条第一項（同条第一項において準用する場合を含む。）及び第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の高額療養費算定基準額は、それぞれ十四万四千円とする。
(その他高額療養費の支給に関する事項)
第十六条 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関等（法第五十七条第三項に規定する保険医療機関等をいう。以下この条において同じ。）又は指定訪問看護事業者（以下この条において「医療機関等」という。）について療養を受けた場合において、一部負担金、保険外併用療養費負担額、保険外併用療養費の支給につき法第七十六条第六項において準用する法第七十四条第五項の規定の適用がある場合における当該保険外併用療養費の支給に係る療養について算定した費用の額から当該保険外併用療養費の額を控除した額をいう。以下同じ。）又は訪問看護療養費負担額（訪問看護療養費の支給につき法第七十八条第八項において準用する法第七十四条第五項の規定の適用がある場合における当該訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護療養費の額を控除した額をいう。以下同じ。）の支拂が行われなかつたときは、後期高齢者医療広域連合は、第十四条第一項から第三項までの規定により当該被保険者に對し支給すべき高額療養費（同条第七項の規定によりその額を算定したもの）を含む。次項において同じ。）について、当該一部負担金の額、保険外併用療養費負担額又は訪問看護療養費負担額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額の限度において、当該被保険者に代わり、当該医療機関等に支払うものとする。
1 第十四条第一項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイからへまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからへまでに定める額
イ 口からへまでに掲げる者以外の者 五万七千六百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めることにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が八十四万二千円である。）
ロ 前条第一項第二号に掲げる者 二十五万七千六百円と、
当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

円に満たないときは、八十四万二千円）から八十四万二千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十五円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十円以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合については、十四万百円とする。

ハ 前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者十六万七千四百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十円未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十円以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

るにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 一万五千円

支給する場合の区分に応じ、それぞれイからへまでに掲げる者る額
イ　ロからへまでに掲げる者以外の者　二万八千八百円。ただし、高額療養費多回該当の場合にあつては、二万二千二百円とする。

前条第二項第二号に掲げる者　十二万六千三百六十六、百五十六

三千三百円と、当該療養にべき厚生労働省令で定めた額（その額が四十二万円に満たないときは、四十二万円）から四十万円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、七万五十円とする。

前条第二項第三号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者（八万三千九百円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が二十七万九千円から三十七万九千円を控除した額に百分の一を乗じて得た額（この額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた額）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあっては、四万六千五百円とする。）

前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者（四万五十円と、当該療養につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が十三万三千五百円に満たないときは、十三万三千五百円）から十三万三千五百円を

四 第十四条第七項の規定によりその額を算定した高額療養費を同項に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 口に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めることに応じ、それぞれ又は口に定める額イ 口に掲げる者以外の者 一万八千円ロ 前条第三項第一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 八千円

三 第十四条第三項の規定により高額療養費を支給する場合 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、それぞれ又はロに定める額イ 口に掲げる者以外の者 一万八千円ロ 前条第三項第一号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 七千五百円

二 前条第二項第五号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 一万二千三百円

一 前条第二項第六号に掲げる者に該当していることにつき厚生労働省令で定めるところにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者 二万二千二百円とする。

5 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せ行う
保険医療機関等は、第十四条第四項から第六項
までの規定並びに第一項の規定の適用について
は、歯科診療及び歯科診療以外の診療につきそ
れぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

6 被保険者が同一の月にそれぞれ一の保険医療
機関等について法第六十四条第一項第五号に掲
げる療養を含む療養及びそれ以外の療養を受け
た場合は、第十四条第四項から第六項までの規
定の適用については、当該同号に掲げる療養を
含む療養及びそれ以外の療養は、それぞれ別個
の保険医療機関等について受けたものとみな
す。

7 被保険者が計算期間においてその資格を喪失
し、かつ、当該資格を喪失した日以後の当該計
算期間において医療保険加入者（被保険者又は
法第七条第四項に規定する加入者をいう。第十
六条の四第一項において同じ。）とならない場
合その他厚生労働省令で定める場合における第
十四条の二の規定による高額療養費の支給につ
いては、当該日の前日（当該厚生労働省令で定
める場合にあつては、厚生労働省令で定める
日）を基準日とみなして、同条及び前条第八項
の規定を適用する。

8 高額療養費の支給に関する手続に關し必要な
事項は、厚生労働省令で定める。

（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）

第十六条の二 高額介護合算療養費は、次に掲げ
る額を合算した額（以下この項において「介護
合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介
護合算算定基準額に健康保険法施行令第四十三
条の二第一項に規定する支給基準額（以下この
条において「支給基準額」という。）をえた
額を超える場合に基準日被保険者に支給するも
のとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯
合算額から介護合算算定基準額を控除した額に
介護合算按分率（第一号に掲げる額を、介護合
算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をい
う。）を乗じて得た額に被保険者介護合算按分
率（同号に規定する基準日被保険者が受けた療
養に係る同号に掲げる額を、同号に掲げる額で
除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。
ただし、同号から第三号までに掲げる額を合算
した額又は第四号及び第五号に掲げる額を合算
した額が零であるときは、この限りでない。

める日ににおいてその属する世帯の世帯主及び全
ての世帯員が基準日の属する年度の前年度（第
十六条の四第一項の規定により前年八月一日か
ら三月三十一日までのいずれかの日を基準日とし
みなした場合にあっては、当該基準日とみなし
た日の属する年度）分の地方税法の規定による
市町村民税が課されない者（市町村の条例で定
めるところにより当該市町村民税を免除された
者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日と
において同法の施行地に住所を有しない者を除
く。）をいう。次条第一項第三号において同じ
。）であり、かつ、老齢福祉年金の受給権を有
している場合であつて、当該基準日被保険者が
受けた療養に係る前項第一号から第三号までに
掲げる額及び当該基準日被保険者の被扶養者等
が受けた療養に係る同号に掲げる額並びに当該
基準日被保険者が受けた居宅サービス等又は介
護予防サービス等に係る同項第四号及び第五号
に掲げる額の合算額（以下この項において「老
齢福祉年金受給被保険者一部負担金等合算額」と
いう。）が介護合算算定基準額に支給基準額
を加えた額を超える、かつ、老齢福祉年金受給被
保険者一部負担金等合算額から介護合算算定基
準額を控除した額に介護合算按分率（当該基準
日被保険者が受けた療養に係る前項第一号に掲
げる額を老齢福祉年金受給被保険者一部負担金
等合算額で除して得た率をいう。以下この項に
おいて同じ。）を乗じて得た額が、前項の規定
により当該基準日被保険者に対して支給される
べき高額介護合算算定基準額を超えるときは、
当該基準日被保険者に対して支給される高額介
護合算療養費の額は、同項の規定にかかわらず、
老齢福祉年金受給被保険者一部負担金等合
算額から介護合算算定基準額を控除した額に介
護合算按分率を乗じて得た額とする。ただし、
当該基準日被保険者が受けた療養に係る同項第
一号から第三号までに掲げる額及び当該基準日
被保険者の被扶養者等が受けた療養に係る同号
に掲げる額を合算した額又は当該基準日被保険
者が受けた居宅サービス等若しくは介護予防サ
ービス等に係る同項第四号及び第五号に掲げる
額を合算した額が零であるときは、この限りで
ない。

おいて、第一項中「(第一号に掲げる額)とあ
るのは、「(基準日において同一の世帯に属する
第三項に規定する者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に受けた療養に係る第一号に規定する合算額)とあるのは、「(第三項被保険者一部負担金等世帯合算額)とある。(同号に規定する基準日被保険者が受けた療養に係る同号に掲げる額を、同号に掲げる額)とあるのは、「(第三項に規定する者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者である間に受けた療養に係る第一号に規定する合算額を、第三項被保険者一部負担金等世帯合算額)と、同項第一号中「(基準日世帯被保険者)とあるのは、「(基準日において他の後期高齢者医療広域連合の被保険者である者(以下この条において「基準日被保険者」という)と、「後期高齢者医療広域連合以外の」と、前項中「(当該基準日被保険者が受けた療養に係る前項第一号に掲げる額)とあるのは、「(次項に規定する者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に受けた療養に係る前項第一号に規定する合算額)と読み替えるものとする。

した額（以下この項及び次項第一号において「介護合算一部負担金等世帯合算額」）という。が介護合算算定基準額に支給するものとし、その額は、を超える場合に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率を乗じて得た額に被保険者介護合算按分率を乗じて得た額とする。ただし、第一項第一号から第三号までに係る通算対象負担額を合算した額又は同項第四号及び第五号に係る通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

5 次の各号に掲げる前項の介護合算按分率及び被保険者介護合算按分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。

一 介護合算按分率 次のイに掲げる額（前項に規定する者が基準日において被扶養者等である場合にあっては、次のロに掲げる額）を次のハに掲げる額で除して得た率

イ 前項に規定する者又は基準日において当該者の被扶養者等である者が計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に受けた療養に係る通算対象負担額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額

ロ 基準日において、前項に規定する者がそとの被扶養者等である組合員又は当該組合員等の被扶養者等である者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に受けた療養に係る通算対象負担額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を控除した額を前号イに掲げる額（前項に規定する者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に受けた療養に係る通算対象負担額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費の額を前号イに掲げる額（前項に規定する者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であつた間に受けた療養に係る通算対象負担額から次項の規定により支給される高額介護合算療養費のうち、七十歳に達する日の属する月の翌月以後に受けた療養又は居宅サービス等若しくは介護予防サービス等に係る額により算定した額（以下この項及び次項において

合算した額（以下この項において「七十歳以上介護合算額」という。）を
介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が七十歳以上介護合算定基準額に支給基準額を加えた額を超える場合は、七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額から七十歳以上介護合算定基準額を控除した額に七十歳以上介護合算按分率を乗じて得た額に七十歳以上被保険者介護合算按分率を乗じて得た額を高額介護合算療費として第四項に規定する者に支給する。ただし、第一項第一号から第三号までに係る七十歳以上通算対象負担額を合算した額又は同項第四号及び第五号に係る七十歳以上通算対象負担額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

7 次の各号に掲げる前項の七十歳以上介護合算按分率及び七十歳以上被保険者介護合算按分率は、それぞれ次の各号に定める率とする。

一 七十歳以上介護合算按分率 次のイに掲げる額（第四項に規定する者が基準日において被扶養者等である場合にあっては、次のロに掲げる額）を次のハに掲げる額で除して得た率

イ 第四項に規定する者又は基準日において当該者の被扶養者等である者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に受けた療養に係る七十歳以上通算対象負担額

ロ 基準日において、第四項に規定する者がその被扶養者等である組合員等又は当該組合員等の被扶養者等である者が当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に受けた療養に係る七十歳以上通算対象負担額

ハ 七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額

二 七十歳以上被保険者介護合算按分率 第四項に規定する者が計算期間における当該後期高齢者医療広域連合の被保険者であった間に受けた療養に係る七十歳以上通算対象負担額を前号イに掲げる額（第四項に規定する者が基準日において被扶養者等である場合に受けた療養に係る七十歳以上通算対象負担額では、同号ロに掲げる額）で除して得た率

は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 次号から第六号までに掲げる者以外の者
二 基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第六十七条第一項第三号の規定が適用される者（次号及び第四号において「第三号適用者」という。）であつて、所得の額（同項第三号に規定する所得の額をいう。次号及び第四号において同じ。）が六百九十万円以上であるもの二百十二万円。
三 第三号適用者であつて、所得の額が三百八十万円以上六百九十万円未満であるもの一百四十一万円。
四 第三号適用者であつて、所得の額が三百八十万円未満であるもの六十七万円。

五 市町村民税世帯非課税者（次号に掲げる者を除く。）三十一万円
六 基準日の属する月における厚生労働省令で定める日においてその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が基準日の属する年度の前年度（次条第一項の規定により前年八月一日から三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなし日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十三条规定する各種所得の金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者十九万円。
七 前条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の介護合算算定基準額は、十九万円とする。
八 前条第四項の介護合算算定基準額について、それぞれ同表の中欄に掲げる規定を、同条第六項の七十歳以上介護合算算定基準額については、同表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ令で定める。
九 同表の下欄に掲げる規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、厚生労働省令で定める。

基准日において健康保険の被保険者（日雇特例被保険）	健康保険法施行令第四十四号	健康保険法施行令第四十五号	健康保険法施行令第十一条の三の二の第一項
基准日において健康保険法施行令第四十三号	健康保険法施行令第四十四号	健康保険法施行令第十四条第一項	健康保険法施行令第十一条の三の二の第一項
基准日において船員保険の被保険者（国公務員等共済組合員を除く。）である者	船員保険法施行令第十四条第七項	船員保険法施行令第十四条第一項	船員保険法施行令第十一条の三の二の第一項
基准日において船員保険の被保険者（国公務員等共済組合員を除く。）である者	船員保険法施行令第十四条第七項	船員保険法施行令第十四条第一項	船員保険法施行令第十一条の三の二の第一項

基准日において健康保険の被保険者（日雇特例被保険）	健康保険法施行令第十一条の三の二の第一項	健康保険法施行令第十一条の三の二の第一項	健康保険法施行令第十一条の三の二の第一項
基准日において船員保険の被保険者（国公務員等共済組合員を除く。）である者	船員保険法施行令第十四条第七項	船員保険法施行令第十四条第一項	船員保険法施行令第十一条の三の二の第一項
基准日において船員保険の被保険者（国公務員等共済組合員を除く。）である者	船員保険法施行令第十四条第七項	船員保険法施行令第十四条第一項	船員保険法施行令第十一条の三の二の第一項
基准日において船員保険の被保険者（国公務員等共済組合員を除く。）である者	船員保険法施行令第十四条第七項	船員保険法施行令第十四条第一項	船員保険法施行令第十一条の三の二の第一項
基准日において船員保険の被保険者（国公務員等共済組合員を除く。）である者	船員保険法施行令第十四条第七項	船員保険法施行令第十四条第一項	船員保険法施行令第十一条の三の二の第一項

基准日において健康保険の被保険者（日雇特例被保険）	健康保険法施行令第十一条の三の二の第一項	健康保険法施行令第十一条の三の二の第一項	健康保険法施行令第十一条の三の二の第一項
基准日において船員保険の被保険者（国公務員等共済組合員を除く。）である者	船員保険法施行令第十四条第七項	船員保険法施行令第十四条第一項	船員保険法施行令第十一条の三の二の第一項
基准日において船員保険の被保険者（国公務員等共済組合員を除く。）である者	船員保険法施行令第十四条第七項	船員保険法施行令第十四条第一項	船員保険法施行令第十一条の三の二の第一項
基准日において船員保険の被保険者（国公務員等共済組合員を除く。）である者	船員保険法施行令第十四条第七項	船員保険法施行令第十四条第一項	船員保険法施行令第十一条の三の二の第一項
基准日において船員保険の被保険者（国公務員等共済組合員を除く。）である者	船員保険法施行令第十四条第七項	船員保険法施行令第十四条第一項	船員保険法施行令第十一条の三の二の第一項

附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第六項に規定する譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の三第三項の規定による譲渡所得等の金額）同法附則第三十五条第七項に規定する譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二第二項若しくは第十五項の規定による場合にあっては、その適用後の金額）同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の二第六項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額）同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第三十五条の三第三項若しくは第十五項の規定による場合にあっては、その適用後の金額）同法附則第三十五条の四第四項に規定する外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額（同法附則第三十五条の四第二項に規定する特例適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第三百四十四条の二第二項第一号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（第三号イ及び第四号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得について同条第三項に規定する給与所得控除を受けた者（前年中に地方税法第五十五条第一項に規定する給与等の収入金額が五十万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額に係る所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等の収入金額が百十万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、第三号イ及び第四号において「給与所得者等の数」と

の数が二以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額（を超えない世帯 十分の七）を口に掲げる世帯以外の世帯 十分の五 第一号及び第二号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第二項第一号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が二以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に五十四万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合において、当

前二号の規定に基づき減額する額は、当該後期高齢者医療広域連合の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額にイ又はロに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合を乗じて得た額であること。

イ 前号の規定を適用して計算した第一号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が地方税法第三百四十四条の二第二項第一号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等

二 前号の場合における地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百三十三条第三項から第五項までの規定を適用せず、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算するものであること。

いう。)が二以上の場合にあつては、地方税法第三百四十四条の二第二項第一号に定める金額に当該給与所得者等の数から一を減じた数に十万円を乗じて得た金額(を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に二十九万五千円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない場合においては、当該世帯に属する被保険者に対して賦課する被保険者均等割額を減免

(法第百七条第一項に規定する政令で定める被保険者)
第十九条 法第百七条第一項に規定する政令で定めるものは、法第百十条において準用する介護保険法(以下「準用介護保険法」という。)の規定による保険料の特別徴収の対象とならない被保険者とする。

(法第百七条第二項に規定する政令で定める年金給付)

第二十条 法第百七条第二項に規定する政令で定める年金たる給付は、介護保険法施行令第四十条第一項に定める年金たる給付とする。

2 法第百七条第二項に規定する政令で定める年金たる給付に類する給付は、介護保険法施行令第四十条第二項に定める年金たる給付に類する給付とする。

5
後期高齢者医療広域連合が被扶養者であつた被保険者に対し課する保険料の算定に係る法第百四条第二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。
一 被扶養者であつた被保険者（前項第一号及び第二号の規定による減額がされない被保険者に限る）について、法第五十二条各号の規定に依り該当するに至った日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものであること。
二 前号の規定に基づき減額する額は、当該後期高齢者医療広域連合の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の五を乗じて得た額であること。

五 該世帯に属する被保険者（次項第一号の規定により減額される被保険者を除く。）に対して賦課する被保険者均等割額を減額するものであること。
六 前号の場合における地方税法第三百四十四条の二第一項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第三百三十三条第三項から第五項までの規定を適用せず、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとして計算するものであること。
七 前二号の規定に基づき減額する額は、当該後期高齢者医療広域連合の当該年度分の保険料に係る当該被保険者均等割額に十分の二を乗じて得た額でらること。

第五項		第一百三十五条		第四項		第一百三十五条		第三項		第一百三十五条		第一号被保険者	
保険者 第一号被 保険者	本文 第一項	市町村は 第一項本文	おいては 第一項本文	項目	同条第六項	前条第五項	保険者 第一号被 保険者	前項 について	第一号被 保険者に 対して	第一号被 保険者に 対して	前条第二項 において準用する前条	高齢者医療確保法第百十一条において準用する前項	
被保険者	準用する第一項本文	市町村は、高齢者医療確保法第百十一条において準用する前条第六項	おいては、同条において準用する前条第六項	被保険者	高齢者医療確保法第百十一条において準用する前項	高齢者医療確保法第百十一条において準用する前条第六項	被保険者について	被保険者に 対して	被保険者に 対して	被保険者に 対して	高齢者医療確保法第百十一条において準用する前項	高齢者医療確保法第百十一条において準用する前項	

第五条第二項	第三十五条第二項
<p>(特別徴収の対象とならない被保険者)</p> <p>第二十二条 準用介護保険法第三百三十五条第一項から第三項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者とする。</p> <p>一 同一の月に徴収されると見込まれる当該被保険者に係るイ及びロに掲げる額の合計額が同一の月に支払われる当該徴収に係る法第百七条第二項に規定する老齢等年金給付（イ及びロにおいて「老齢等年金給付」という。）の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える被保険者</p> <p>イ 法及び準用介護保険法の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る同法第二百三十二条に規定する老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> <p>二 当該市町村から介護保険法の規定による特別徴収の方法によって介護保険の保険料を徴収されない被保険者</p> <p>三 前二号に掲げる被保険者のほか、口座振替の方法により保険料を納付する旨を申し出た被保険者であつて、法及び準用介護保険法の規定による特別徴収の方法によって徴収するよりも法の規定による普通徴収の方法によつて徴収することができるが保険料の徴収を円滑に行うことができると市町村が認めるもの</p> <p>(特別徴収対象年金給付の順位)</p>	<p>(特別徴収の対象となる年金額)</p> <p>第二十三条 準用介護保険法第三百三十五条第一項から第六項までに規定する政令で定める政令で定める額は、十八万円とする。</p>

第四百三十九条		規定の法規保護介 定規中読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第一項	第一項	第一項	第一項	第一項
連合会より、政令で定められたる年月日までに該当する月の三十日までの間、當初年月日を定めることによる。	第一項	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八号。以下「高齢者医療確保法」という。）第一百十条において準用する第一百三十九条第一項（高齢者医療確保法第八十条において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（高齢者医療確保法第一百十一条において準用する第一百三十八条第二項（高齢者医療確保法第一百十条において準用する第六項において「特別徴収対象被保険者」という。）が高齢者医療確保法第一百十条において準用する次項及び第六項に規定する第一百三十九条第一項に規定する場合に該当するに至つ	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八号。以下「高齢者医療確保法」という。）第一百十条において準用する第一百三十九条第一項（高齢者医療確保法第八十条において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（高齢者医療確保法第一百十一条において準用する第一百三十八条第二項（高齢者医療確保法第一百十条において準用する第六項において「特別徴収対象被保険者」という。）が高齢者医療確保法第一百十条において準用する次項及び第六項に規定する第一百三十九条第一項に規定する場合に該当するに至つ	（特別徴収対象被保険者が被保険者資格を喪失した場合等における市町村による通知に関する規定）準用介護保険法第一百三十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による技術的読み替えは、次の表とのおりとする。

項六 第条六十三百第		項五 第条六十三百第						
日 度 の 属 当 該 年	第一項	第一項	者 金 特 保 險 年		第一項	及 び 指 定 法 人		
て 準 用 す る 同 項 に 規 定 す る 場 合	特別 徴 収 対 象 被 保 険 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条 に お い て 準 用 す る 第 百 三 十八 条 に 基 づ け て 行 は れ る こ と	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条 に 基 づ け て 行 は れ る こ と	高 齢 者 厚 生 労 働 大 臣 連 合 会 指 定 法 によ り、 こ ろ に よ り、 こ れ ら	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条 に 基 づ け て 行 は れ る こ と	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条 に 基 づ け て 行 は れ る こ と	た と き は、 速 や か に、 連 合 会 行 わ れ る よ う 連 合 会 に 伝 達 す る こ と に よ り、 これ ら	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条 に 基 づ け て 行 は れ る こ と	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 三 十八 条 に 基 づ け て 行 は れ る こ と

項八 第六十三条 第一百第 (仮徵収に関する読み替え)	項七 第六十三条 第一百第			
前項	第五項	第一項	第一項	第一項
規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。	高齢者医療確保法第百十条に おいて準用する第百三十八条 第二項(高齢者医療確保法第 百十条において準用する第百 四十二条第三項において準用す る場合を含む。)において準 用する第五項	高齢者医療確保法第百十一条に おいて準用する第百三十八条 第二項(高齢者医療確保法第 百十条において準用する第百 四十二条第三項において準用す る場合を含む。)において準 用する前項	合に該当するに至ったときは 、速やかに、連合会、指定法 人及び地方公務員共済組合連 合会の順に経由して行われる よう連合会に伝達することに より、これら	する年 三十一 日まで に、政 令で定 めると ころに、 より、 連合会、 指定法 人及び 地方公 務員共 済組合 連合会

三百第	項五第条六十三百第				項四第			
項第一	大臣労厚及法指会連よりとめで政 働生び人定、合にこる定令	一三七 日十月	項第一	人定び会連よりとめで政 法指及合にこる定令	一三七 日十月	項第一	いて準用する	
において 保法第百十 条准用確 高齡者医療 に これら	連合会、指定 法人及び厚生 労働大臣の順 に経由して行 われるよう連 合会に伝達す ることにより、 これら	前年の七月三 十一日	高齡者医療確 保法第百十条 において準用 する第一百四十 条第三項にお いて準用する 第一項	連合会、指定 法人及び厚生 労働大臣の順 に経由して行 われるよう連 合会に伝達す ることにより、 これら	前年の七月三 十一日	高齡者医療確 保法第百十条 において準用 する第一百四十 条第三項にお いて準用する 第一項	第一項	
において 保法第百十 条准用確 高齡者医療 に これら	連合会、指定 法人及び厚生 労働大臣の順 に経由して行 われるよう連 合会に伝達す ることにより、 これら	四月二十日	高齡者医療確 保法第百十条 において準用 する第一百四十 条第三項にお いて準用する 第一項	連合会、指定 法人及び厚生 労働大臣の順 に経由して行 われるよう連 合会に伝達す ることにより、 これら	四月二十日	高齡者医療確 保法第百十条 において準用 する第一百四十 条第三項にお いて準用する 第一項	第一項	

項九 第条七十三百第		項八 第条七十三百第		項七 第条七十三百第		項六	
二 項 同 十 条	項第 五	項第四 三 第 七 条 十 百	前 項	項第 一	額 險 割 回 支 料 保 数 払		
四 条 第 十二 項	高 齢 者 保 法 に お い て 準 用 す る 第 百 三 十 条	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条	支 払 回 数 割 保 する 額
四 条 第 十二 項	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条	高 齢 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条	支 払 回 数 割 保 する 額

項第六十三条 第四条百		規定 えみ る替 読定 の介 護			項三 第 九 十三 百 第			
初日 当該 年度の 属す	第一項 第一項	読み替えら れる字句	同項 法律 この 者	保 険 号 被 第一	前項	する次条第三 項において準 用する次項	する次条第三 項において準 用する次項	
速やかに、連合会及び指 定法人の順に経由して行 う。」第一百十条において 準用する第二百四十二条第 一項	高齢者の医療の確保に関 する法律(昭和五十七年 法律第八十号)以下「高 齢者医療確保法」とい う。」第一百十条において 準用する第二百四十二条第 一項	（病院等に入院、入所又は入居中の被保険者の 特例に関する技術的読替え） 第二十七条 準用介護保険法第二百四十二条第二項 の規定による技術的読替えは、次の表のとおり とする。	用する前項	高齢者医療確 保法	高齢者医療確 保法	被保険者	用する前項	用する前項
			用する前項	高齢者医療確 保法	高齢者医療確 保法	被保険者	用する前項	用する前項

第一項	第二百三十一条	第三百四十九条	第五項
前項	第八百三十二条	第六百八十九条	第一百四十九条
高齢者医療確保法第百十一条において準用する第百四十一項第二項において準用する第五項	高齢者医療確保法第百十一条において準用する第百四十一項第二項において準用する前項	高齢者医療確保法第百十一条において準用する第百四十一項第一項	高齢者医療確保法第百十一条において準用する第百四十一項第一項
高齢者医療確保法第百十一条において準用する第百四十一項第二項において準用する第五項	高齢者医療確保法第百十一条において準用する第百四十一項第二項において準用する前項	高齢者医療確保法第百十一条において準用する第百四十一項第一項	高齢者医療確保法第百十一条において準用する第百四十一項第一項
高齢者医療確保法第百十一条において準用する第百四十一項第二項において準用する第五項	高齢者医療確保法第百十一条において準用する第百四十一項第二項において準用する前項	高齢者医療確保法第百十一条において準用する第百四十一項第一項	高齢者医療確保法第百十一条において準用する第百四十一項第一項

前項において準用する第百三十六条										施行令第二十八条第一項において準用する前項									
第二項の旨の同条					第一項					第二項の旨の同条第一項において準用する前項					第一項				
第二項に		同条			準用する		第二項の			前項		第一項			第二十八条第一項		施行令第二十八条第一項		
前項において準用する第百三十六条	の	準用する前項において準用する第二項に	する第二項に	同条第一項において準用する第一項	の	準用する第百三十六条	の	施行令第二十八条第一項	において準用する第一項	の	前項	施行令第二十八条第一項	において準用する前項	の	施行令第二十八条第一項	において準用する前項	施行令第二十八条第一項	において準用する前項	施行令第二十八条第一項
2	前項において準用する第百三十六条	の	準用する前項において準用する第二項に	する第二項に	同条第一項において準用する第一項	の	準用する第百三十六条	の	施行令第二十八条第一項	において準用する第一項	の	前項	施行令第二十八条第一項	において準用する前項	の	施行令第二十八条第一項	において準用する前項	施行令第二十八条第一項	において準用する前項

項八 第六百三十三条第一項		項七 第六百三十三条第一項		三十一日までに、政令で定めることによるところに、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら	
第一項において準用する介護保険法第一項に準用する字句（第一項に準用する字句）	第一項において準用する介護保険法第一項に準用する字句（第一項に準用する字句）	第五項	第五項	第一項	第一項
第一項において準用する介護保険法第一項に準用する字句（第一項に準用する字句）	第一項において準用する介護保険法第一項に準用する字句（第一項に準用する字句）	施行令第二十八条第一項において準用する第一百三十八条第一項（施行令第二十八条第一項において準用する第一百四十二条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第五項	施行令第二十八条第一項において準用する第一百三十八条第一項（施行令第二十八条第一項において準用する第一百四十二条第三項において準用する場合を含む。）において準用する第五項	施行令第二十九条第一項において準用する第一百三十九条第一項（施行令第二十九条第一項において準用する第一百四十三条第一項（第三項において準用する場合を含む。）において準用する第一項）	施行令第二十九条第一項において準用する第一百三十九条第一項（施行令第二十九条第一項において準用する第一百四十三条第一項（第三項において準用する場合を含む。）において準用する第一項）
第一項において準用する介護保険法第一項に準用する字句（第一項に準用する字句）	第一項において準用する介護保険法第一項に準用する字句（第一項に準用する字句）	第一項	第一項	第一項	第一項

項四 第六百三十九条 第二項		定規の法規保護介入	前項における準用する介護保険法第百三十九条第二項（前項において準用する同法第百四十四条第三項において準用する場合を含む。）の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。
旨の同条	準用する前項において準用する第百三十六条	読み替える字句	読み替える字句
当該年の初日度の属する年十一月までの日までに、政令で定めるとよろしく、連合会	第一項	読み替える字句	読み替える字句
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第一百十条において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（施行令第二十九条第一項において準用する第百四十二条第三項において準用する第百四十九条第一項及び第六項において「特次徴収対象被保険者」という	高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第二十九条第一項において準用する第百四十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第一百十条において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（施行令第二十九条第一項において準用する第百三十八条第二項（施行令第二十九条第一項において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（施行令第二十九条第一項において準用する第百四十二条第三項において準用する第百四十九条第一項及び第六項において「特	読み替える字句	読み替える字句

第一条六百三十条	第五条六百三十条						
第一項	厚生大臣	人及び労働者	指定法連合会	度の初日	特定年金保険者	第一項	及び指定法人
施行令第二十九条第一項において準用する第一百三十八条第一項	施行令第二十九条第一項において準用する第一百三十八条第一項	高齢者医療確保法第百十条において準用する第一百三十四条第一項に規定する特定年金保険者	特別徴収対象被保険者が施行令第二十九条第一項において準用する第一百三十八条第一項に規定する場合に該当するに至ったときは、速やかに、連合会、指定法人及び厚生労働大臣の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら	第三十一条の三月一日までに、政令で定めるところにより、これら	当該年度の属する年の七月三十一日までの間、政令で定めるところにより、これら	当該年の初日	第一項

項八 第六百三十条第一項	項七 第六百三十条第一項	項六
前項	第五項	第一項
前項 施行令第二十九条第一項において準用する第一百三十八条第二項（施行令第二十九条第一項において準用する第一百四十条第三項において準用する第一百四十二条第三項において準用する場合を含む。）において準用する	施行令第二十九条第一項において準用する第一百三十八条第二項（施行令第二十九条第一項において準用する第一百四十条第三項において準用する場合を含む。）において準用する	特別徴収対象被保険者が施行令第二十九条第一項において準用する第一百三十八条第一項に規定する場合に該当するに至ったときは、速やかに、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら

額 限 割 回 支 料 保 数 払		险 保 に 限 被 對 徵 特 保 係 者 保 象 収 別	きるとよ収を陰てよ法の徵特よ定のる。 とすうし徵料保つに方収別りに規
被保険者(以下「特別微収対象被保険者」という。)に係る保険料(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	被保険者(以下「特別微収対象被保険者」という。)に係る保険料(以下「支払回数割保険料額」という。)に相	被保険者(以下「特別微収対象被保険者」という。)に係る保険料(以下「支払回数割保険料額」という。)に相	被保険者(以下「特別微収対象被保険者」という。)に係る保険料(以下「支払回数割保険料額」という。)に相
他のいわゆる被保険者(以下「特別微収対象被保険者」という。)に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	被保険者(以下「特別微収対象被保険者」という。)に係る保険料(以下「支払回数割保険料額」という。)に相	被保険者(以下「特別微収対象被保険者」という。)に係る保険料(以下「支払回数割保険料額」という。)に相	被保険者(以下「特別微収対象被保険者」という。)に係る保険料(以下「支払回数割保険料額」という。)に相

六百三十条第一項		第三百六十三条第一項		第三百六十三条第一項	
項第一	一月八日	者保年特 險金定	項第一	者義徵特 務收別	
第二百九十九条第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	二月二十日	施行令第一百三十九条第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	施行令第一百三十九条第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	施行令第一百三十九条第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	施行令第一百三十九条第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額
第三百九十九条第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	四月二十日	施行令第一百三十九条第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	施行令第一百三十九条第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	施行令第一百三十九条第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	施行令第一百三十九条第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額

百第		五百六十三条第一項		四百六十三条第一項	
項第一	大労厚及法指会連よりとめで政 臣働生び人定、合	一月七日	項第一	人定び会連よりとめで政 法指及合	一月七日
九施行令第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	二月二十日	前年の十二月	一項	施行令第一百四十条第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	前年の十二月
九施行令第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	四月二十日	前年の十二月	一項	施行令第一百四十条第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	前年の十二月

三百第		七百六十三条第一項		六百六十三条第一項	
前項	項第五	項第一	合公地及法指会連よりとめで政 員共務方び人定、合	一月七日	
九施行令第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	五月二十日	一項	施行令第一百四十条第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	二月二十日	一項
九施行令第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	五月二十日	一項	施行令第一百四十条第一項に規定する前条の規定によるものにあつては、該額に適用する額(以下「支払回数割保険料額」という。)に相当する額	四月二十日	一項

項一 第一条七百三十条				項八 第一条六十条	
給付金年対象別	特徴支保料額	回数割合	同項	項第一条前一条	
「特別徴収対象（以下）」による規定によるものに適用する年金別に、高齢者医療費の支拂回数割保額を当該年度の六月三十日までの間に支拂回数割保額に相当する額として準用する場合の支拂回数割保額	支拂回数割保額に相当する額	第三項における第一項に規定する前	施行令第二十条第一項に規定する前	施行令第二十一条第一項に規定する前	第三項において準用する前
「特別徴収対象（以下）」による規定によるものに適用する年金別に、高齢者医療費の支拂回数割保額を当該年の六月三十日までの間に支拂回数割保額に相当する額として準用する場合の支拂回数割保額	支拂回数割保額に相当する額	第三項における第一項に規定する前	施行令第二十条第一項に規定する前	施行令第二十一条第一項に規定する前	第三項において準用する前
項第一条	項五 第一条七百三十条	項四 第一条七百三十条	項三 第一条七百三十条	項二 第一条七百三十条	項六
第一項に規定する第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	第一項に規定する前	第一項に規定する前	第一項に規定する前	第一項に規定する前
第一項に規定する第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	第一項に規定する前	第一項に規定する前	第一項に規定する前	第一項に規定する前
第一項に規定する第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	第一項に規定する前	第一項に規定する前	第一項に規定する前	第一項に規定する前
第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	
二項	第五项	第七项	第一百三十条	第一百三十条	
第三項に規定する第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	
第三項に規定する第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	
第三項に規定する第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	第三項における第一項に規定する前	

公務員共 及び地方 指定法人 連合会、 により、これ ら	当該年度 の初日の 属する年 の七月三 十日ま でに、政 令で定め るところ により、 連合会、 により、これ ら	項 第百 第六条 三十 第一項	第一項 劳 勤 大 臣 及 び 厚 生 指 定 法 人 連 合 会、 指 定 法 人 及 び 厚 生	第一項 保 险 者 特 定 年 金 保 险 者	第一項 行 令 第 百 三 十 八 条 第 一 項	施行令第三十条第一項にお いて準用する第百三十八条第 一項に規定する場合に該當す るに至ったときは、速や かに、連合会、指定法人及 び厚生労働大臣の順に経由 して行われるよう連合会に 伝達することにより、これ ら	第一項 行 令 第 百 三 十 八 条 第 一 項	施行令第三十条第一項にお いて準用する第百三十八条第 一項に規定する場合に該當す るに至ったときは、速や かに、連合会、指定法人及 び厚生労働大臣の順に経由 して行われるよう連合会に 伝達することにより、これ ら	第一項 行 令 第 百 三 十 八 条 第 一 項
特別徴収対象被保険者が施 行令第三十条第一項において準用する第百三十八条第 一項に規定する場合に該當す るに至ったときは、速や かに、連合会、指定法人及 び地方公務員共済組合連合 会の順に経由して行われる よう連合会に伝達すること により、これら	特別徴収対象被保険者が施 行令第三十条第一項において準用する第百三十八条第 一項に規定する場合に該當す るに至ったときは、速や かに、連合会、指定法人及 び厚生労働大臣の順に経由 して行われるよう連合会に 伝達することにより、これ ら	特別徴収対象被保険者が施 行令第三十条第一項において準用する第百三十八条第 一項に規定する場合に該當す るに至ったときは、速や かに、連合会、指定法人及 び厚生労働大臣の順に経由 して行われるよう連合会に 伝達することにより、これ ら	高齢者医療確保法第百十 四条第十一項に規定する特 定年金保険者	施行令第三十条第一項にお いて準用する第百三十八条第 一項に規定する場合に該當す るに至ったときは、速や かに、連合会、指定法人及 び厚生労働大臣の順に経由 して行われるよう連合会に 伝達することにより、これ ら	施行令第三十条第一項にお いて準用する第百三十八条第 一項に規定する場合に該當す るに至ったときは、速や かに、連合会、指定法人及 び厚生労働大臣の順に経由 して行われるよう連合会に 伝達することにより、これ ら	施行令第三十条第一項にお いて準用する第百三十八条第 一項に規定する場合に該當す るに至ったときは、速や かに、連合会、指定法人及 び厚生労働大臣の順に経由 して行われるよう連合会に 伝達することにより、これ ら			

第三十一条		介護保険法第三百三十六条から第三百三十九条まで（同法第三百三十六条第二項及び第三百三十七条第四項及び第五項並びに第九項（同条第五項に係る部分に限る。）を除く。）の規定は、準用介護保険法第三百三十四条第五項の規定による通知が行われた場合において、準用介護保険法第三百三十五条第三項並びに第五項及び第六項（同条第三項に係る部分に限る。）の規定により特別徴収の方法によって保険料を徴収しようとするときに準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる介護保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句に読み替えるものとする。欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		施行令第三十条第一項において準用する第三百三十八条第一項に規定する前項において準用する第三百三十九条第一項に規定する第二項において準用する第三百三十八条第一項に規定する前項		第一項		合会	
項		項		第五項		第一項		济組合連	
第一項		第二項		第三項		第四項		第五項	
別徴収	により特	項	同条第一	項	前条第一	項	第四条第一	項	第一百三十一条
により高齢者医療確保法第百七条第一項に規定する特別徴収（以下「特別徴収」という。）	により高齢者医療確保法第百七条第一項に規定する特別徴収（以下「特別徴収」という。）	三項	高齢者医療確保法第百十一条において準用する前条第三項	高齢者医療確保法第百十一条において準用する前条第三項	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第一百十条において準用する第一百三十四条第五項	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第一百十条において準用する第一百三十四条第五項	第三百三十九条	三百三十九条	三百三十九条

特別徴収 対象被保 険者に係 る保険料	支払回数	割 保険料	額	第一項 特別徴収 義務者	第一項 保険者	特定年金	第一項 保険者	特定年金	項 第 六 第 三 百 四 条 十 百	項 第 六 第 三 百 三 条 十 百	項 第 六 第 三 百 三 条 十 百
									法人 及び 指定 連合会	政令で定 めるとこ ろにより 、連合会 これら	第一項 八月三十 日
高齢者医療確保法第百十一条 において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（以下「特別徴収対象被保険者」という。）による保険料	高齢者医療確保法第百十一条 において準用する前条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額（以下「支払回数割保険料額の見込額」という。）	高齢者医療確保法第百十一条 において準用する前条第五項に規定する特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）	高齢者医療確保法第百十一条 において準用する前条第三項に規定する特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）	高齢者医療確保法第百十一条 において準用する前条第五項に規定する特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）	高齢者医療確保法第百十一条 において準用する前条第五項に規定する特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）	高齢者医療確保法第百十一条 において準用する前条第五項に規定する特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）	高齢者医療確保法第百十一条 において準用する前条第五項に規定する特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）	高齢者医療確保法第百十一条 において準用する前条第五項に規定する特別徴収義務者（以下「特別徴収義務者」という。）	連合会及び指定法人の順に 経由して行われるよう連合会に伝達することにより、	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項
連合会及び指定法人の順に 経由して行われるよう連合会に伝達することにより、	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	連合会及び指定法人の順に 経由して行われるよう連合会に伝達することにより、	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項

項第七十三条第八条百	項第七十三条第七条百	項第七十三条第六条百		項第七十三条第三条百	項第七十三条第二条百					項第一
前項	び第四項及び第一項及	額	支払回数	第一項	第一項	前項	特別徴収 対象年金 給付	額	同項	
において準用する前項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する前項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する前項	高齢者医療確保法第百三十 五条第六項に規定する特別 徴収対象年金給付（以下 「特別徴収対象年金給付」 といふ。）	六月一日から九月三十日 まで	六月一日から九月三十日 まで	施行令第三十一条第一項に おいて準用する前項
施行令第三十一条第一項に おいて準用する前項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する前項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する前項	高齢者医療確保法第百三十 五条第六項に規定する特別 徴収対象年金給付（以下 「特別徴収対象年金給付」 といふ。）	十月一日から翌年三月三十 日まで	十月一日から翌年三月三十 日まで	施行令第三十一条第一項に おいて準用する前項

九三 第十百		項第八 第三 四条十 百		項第八 第三 三条十 百		項第八 第三 二条十 百		項第八 第三 一条十 百		項第七 三 九条十 百	
保 险 者	第一号被 保 险 者	前 项	项 四 百三十 七	特别徵 收 対象保 险 料 額	第一 项	前 项	额 支 付 保 险 料	项 六 百三十 一	第六 项	第 百三 十 四 条第 七 项	
被 保 险 者	被 保 险 者	施行令第三十一条第一項に おいて準用する前項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する前項	高齢者医療確保法第百十一条 において準用する第百三十 五条第三項の規定により特 別徴収の方法によって徴収 する保 險 料 額	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する前項	支 付 回 数 割 保 险 料 額	支 付 回 数 割 保 险 料 額 の 見 込 額	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第百三十六 条第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第六項	高齢者医療確保法第百十一条 において準用する第百三十 五条第三項の規定により特 別徴収の方法によって徴収 する保 險 料 額
		施行令第三十一条第一項に おいて準用する前項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する前項	高齢者医療確保法第百十一条 において準用する第百三十 五条第三項の規定により特 別徴収の方法によって徴収 する保 險 料 額	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する前項	支 付 回 数 割 保 险 料 額 の 見 込 額	支 付 回 数 割 保 险 料 額 の 見 込 額	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第百三十六 条第一項	施行令第三十一条第一項に おいて準用する第六項	高齢者医療確保法第百十一条 において準用する第百三十 五条第三項の規定により特 別徴収の方法によって徴収 する保 險 料 額

項 第 六 条 第 百 三 十 四		項 第 六 条 第 百 三 十 五		
度 当 の 初 年	第 一 項	第一項	第一項	
度 当 の 初 年	第一項	第一項	第一項	
行 令 第 三十一 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 百 三 十 八	特 別 徵 収 対 象 被 保 险 者 が 施 行 令 第 三十一 条 第 一 項 に お い て 準 用 す る 第 百 三 十 八	高 齡 者 医 療 確 保 法 第 百 十 条 に お い て 準 用 す る 第 百 三 十 四 条 第 十一 項 に 规 定 す る 特 别 徵 収 对 象 被 保 险 者 が 施 行 令 第 三十一 条 第 一 項 に お い て 准 用 す る 第 百 三 十 八 条 第 一 項 に 规 定 す る 場 合 に 该 当 す る に 至 つ た と き は 速 や か に 連 合 会 指 定 法 人 の 順 に 経 由 し 行 わ れ る よう 連 合 会 に 伝 達 す る こ と に よ り こ れ ら	厚 生 労 働 大 臣 命 令 第 一 百 三 十 八 条 第 一 項 に お い て 准 用 す る 第 百 三 十 八 条 第 一 項 に 规 定 す る 場 合 に 该 当 す る に 至 つ た と き は 速 や か に 連 合 会 指 定 法 人 の 順 に 経 由 し 行 わ れ る よう 連 合 会 に 伝 達 す る こ と に よ り こ れ ら	被 保 险 者 「と い う 」 が 施 行 令 第 三十一 条 第 一 項 に お い て 准 用 す る 第 百 三 十 八 条 第 一 項 に 规 定 す る 場 合 に 该 当 す る に 至 つ た と き は 速 や か に 連 合 会 及 び 指 定 法 人 の 順 に 経 由 し 行 わ れ る よ う 連 合 会 に 伝 達 す る こ と に よ り こ れ ら

項第六三第三 六条十百				項第六三第三 五条十百				項第六三第三 四条十百			
第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項	第一項
方公務員及び地人、連合会の規定によるところにより、これらに定めること	七月三十日	第一項	臣厚生労働大臣及び厚生労働省の規定によるところにより、連合会の指定法	七月三十日	第一項	連合会の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら	六月二十日	施行令第三十二条第一項に	連合会及び指定法人の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら	六月二十日	施行令第三十二条第一項に
り、これらに定めること	六月二十日	第一項	第一項に	六月二十日	第一項	連合会の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら	六月二十日	施行令第三十二条第一項に	連合会及び指定法人の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら	六月二十日	施行令第三十二条第一項に

項 第七三第 三条十百	項 第七三第 二条十百	項 第七三第 一条十百						項 第六三第 八条十百	項 第六三第 七条十百	
第一項	前項	給付 額	同項 支払回数	同項 割保険料 額	前項 支払回数 割保険料 額の見込 額	前項 支払回数 割保険料 額の見込 額	前項	第五項	第一項	共済組合
施行令第三十二条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十二条第一項に おいて準用する前項	高齢者医療確保法第二百十一条 において準用する第二百三十 五条第六項に規定する特別 徴収対象年金給付（以下 「特別徴収対象年金給付」 という。）	八月一日から九月三十日 まで	八月一日から九月三十日 まで	施行令第三十二条第一項に おいて準用する前条第一項に おいて準用する前項	施行令第三十二条第一項に おいて準用する前条第一項に おいて準用する前項	施行令第三十二条第一項に おいて準用する前条第一項に おいて準用する前項	施行令第三十二条第一項に おいて準用する前条第一項に おいて準用する前項	施行令第三十二条第一項に おいて準用する第一項	施行令第三十二条第一項に おいて準用する第一項

項第八第三百二十二条十百	項第八第三百一条十百	項第七三第三百九条十百			項第七三第三百八条十百	項第七三第三百七条十百	項第七三第三百六条十百
前項	額割支払回数保険料	項第六百三十一条第一項	第六項	十二項	前項	第二項及び第四項	額割支払回数保険料
おいて準用する前項	施行令第二十二条第一条第一項に	おいて準用する前項	施行令第二十二条第一条第一項に	おいて準用する前項	施行令第二十二条第一条第一項に	施行令第二十二条第一条第一項に	施行令第二十二条第一条第一項に

2	項第九第三百三条十百	項第九第三百二十二条十百	項第九第三百一条十百	項第八第三百四条十百	項第八第三百三条十百										
前項において準用する前項	この法律による前項	同項第一号被保険者	第一号被保険者	前項	次項	第一号被保険者	第一号被保険者	前項	四条第七項	前項	第四項	特別徴収料額	対象保険料額	特別徴収	第一項
条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表	高齢者医療確保法	被保険者	被保険者	施行令第三十二条第一条に	おいて準用する前項	施行令第三十二条第一条に	おいて準用する前項	施行令第三十二条第一条に	おいて準用する前項	施行令第三十二条第一条に	おいて準用する前項	高齢者医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第百八十号。以下「高齢者医療確保法」という。) 第百三十条において準用する前項	高齢者医療確保法第百三十条において準用する前項	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第百八十号。以下「高齢者医療確保法」という。) 第百三十条において準用する前項	施行令第三十二条第一条に

す日度当該年属初年	者金特定期限	第一項	定法人及び指会	定めに日三のす日度当該年の初年	第一項	第三十条第六十四条	規定する中間規定のとえられる字句
第一項で準用する場合に該当するときは、速やかに、連合会及び指定法人の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら	特別徴収対象被保険者	施行令第三十二条第一条に	おいて準用する前項	施行令第三十二条第一条に	おいて準用する前項	施行令第三十二条第一条に	読み替える字句

第五項	第一項	連合会	連合会	第一項	第一項	第一項	第一項
施行令第三十二条第一条に	おいて準用する前項	施行令第三十二条第一条に	おいて準用する前項	施行令第三十二条第一条に	おいて準用する前項	施行令第三十二条第一条に	おいて準用する前項

第三十三条	第五節	審査請求	(後期高齢者医療審査会に関する国民健康保険法の規定の読み替え)	前項
第三十四条	法第百三十条の規定による技術的の読み替えは、次の表のとおりとする。	前項	施行令第三十二条第一項において準用する第百三十八条第二項において準用する	前項
第三十五条	国民健 康保険 法の規 定中読 み替え る規定	国民健 康保険 法の規 定中読 み替え る規定	国民健 康保険 法の規 定中読 み替え る規定	国民健 康保険 法の規 定中読 み替え る規定
第三十六条	読み替えら れる字句	読み替えら れる字句	読み替えら れる字句	読み替えら れる字句

第三十七条	被保険者記号・番号	被保険者番号
第二号		
第三十七号	保険給付	後期高齢者医療給付
第三项第一項	保険給付	後期高齢者医療給付
第五号	組合	高齢者医療確保法第 四十八条に規定する 後期高齢者医療広域 連合（次項第三号に おいて「後期高齢者 医療広域連合」とい う。）
第三十七号	法	
第三项第二項		
第三十七号	市町村又は 組合その他 の者	後期高齢者医療広域 連合又は市町村
第三项第二項		高齢者医療確保法
第三号		
第六節 雜則		
(法第三百三十三条第一項に規定する政令で定める場合)		
第三十六条 法第三百三十三条第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 法第五十六条第三号に掲げる給付を行おうとする場合		
二 法第一百四条第二項に規定する条例を定め、又は変更しようとする場合		
(厚生労働省令への委任)		
第三十七条 この政令で定めるもののほか、この政令の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。		
附 則		
(施行期日)		
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。 (老人保健法施行令の廃止)		
第二条 老人保健法施行令(昭和五十七年政令第二百九十三号)は、廃止する。 (公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)		
第三条 当分の間、被保険者、その属する世帯の世帯主又はその属する世帯の他の世帯員である被保険者であつて前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額(年		

齎六十五歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けたものについては、第十八条第四項第一号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によって計算した金額から十五万円を控除した金額)及び」と「同法附則第三十三条の二第五項」とあるのは「地方税法附則第三十三条の二第五項」と、「百十萬円」とあるのは「百二十五万円」と、同項第四号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によって計算した金額から十五万円を控除した金額)」と、「同条第二項第一号」とあるのは「地方税法第三百十四条の二第二項第一号」とする。

(被扶養者であつた被保険者に対する課する平成二十九年度及び平成三十年度における保険料の算定の特例)

第四条 平成二十九年度及び平成三十年度における保険料の算定について、第十八条第五項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「について、法第五十二条各号のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後二年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者に対して賦課する」とあるのは、「に対して賦課する」とする。

(令和六年度における保険料の算定に関する特例)

第五条 次の各号のいずれかに該当する被保険者(次項の規定の適用を受ける被保険者を除く。)に対して課する令和六年度における保険料の算定について、第十八条第一項及び第二項の規定を適用する場合においては、同条第一項第六号及び第二項第五号中「八十万円」とあるのは、「七十三万円」とする。

一 昭和二十四年三月三十一日以前に生まれた者

二 令和七年三月三十一日以前に法第五十条第二号の認定を受け、被保険者資格を有している者(前号に掲げる者及び昭和二十四年四月一日から昭和二十五年三月三十一日までに生まれた者で七十五歳に達した後に当該認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。)令和五年の基礎控除後の総所得金額等が五十八万円を超えない被保険者に対して課する令和

六年度における保険料の算定について、第十八条第一項から第三項までの規定を適用する場合においては、同条第一項第六号及び第二項第五号中「八十六万円」とあるのは「六十七万円」と、同条第三項第三号中「被保険者均等割総額の四十八分の五十二」に相当する額」とあるのは「被保険者均等割総額」とする。

附則（平成二〇年三月三一日政令第
一六号）抄

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(なおその効力を有するものとされた平成二一一年度の政令は、平成二年四月一日から施行する。

年四月改正前老健法に規定する特別の会計に記載する権利及び義務の帰属

第二条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「平成十八年健

「保法等改正法」という。附則第三十八条第四項の規定による平成三十年四月一日において現

に同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年健保法等改正法第ヒ

条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）。以下この条において「平成

二十年四月改正前老健法」という。)第六十九条に規定する特別の会計に所属する権利及び基

務は、次に掲げる業務ごとに、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十

号) 第百四十三条规定する同法第百三十九条第一項第二号の業務に係る特別の会計において

て、厚生労働省令で定めるところにより区分された経理に帰属するものとする。

平成二十年四月改正前老健法第六十四条第一項第一号及び第二号並びに第二項の業務

二 平成二十年四月改正前老健法第六十四条等 一項第三号の業務

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の 部改正に伴う経過措置)

第三十四条 施行日から平成二十一年七月三十日までの間に受けた療養に係る高齢者の医療の

確保に関する法律の規定による高額介護合算金の支給については、第二条の規定による政

正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下この条において「新高齢者医療確保法施行令」とい

行令」という。(第十六条の「第一項第一目(同条第二項において準用する場合を含む。)、第四項及び第五項において同じ。」中、「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるの

表の項三第三の条六十第	項二第一及び項一第三の条六十第
第一項 十三条の三 健康保険法 施行令第四	五十六万円 三十一万円 六十七万円 十九万円
四十三条の三第一項	七十五万円 八十九万円 四十一万円 二十五万円
四十三条の三第一項	七十五万円 八十九万円 四十一万円 二十五万円

船員保険法 施行令	国家公務員 共済組合法 施行令（ 同条第一項）	国家公務員 共済組合法 施行令（ 同条第二項）	改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令
国民健康保 険法施行令	防衛省の職 員の給与等に に関する法律 施行令第十七 条の六の五第一 項及び	改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令	改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令
国民健康保 険法施行令	地方公務員 等共済組合 法施行令	改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令	改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた船員保険法施行令
国民健康保 険法施行令	私立学校教 職員共済法 施行令	改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令	改正令附則第五十二条第一項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令
国民健康保 険法施行令	改正令附則第三十九条第一 項の規定により読み替えられ た、私立学校教職員共済法 施行令	改正令附則第五十二条第一 項の規定により読み替えられ た、私立学校教職員共済法 施行令	改正令附則第五十二条第一 項の規定により読み替えられ た、私立学校教職員共済法 施行令

条六十第一 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十一年政令第百十六号。以下この項において「改正令」と

□ イ中「この項」とあるのを「前項」と読
み替えてイを適用する場合のイに掲げる額
前項の場合において、次の表の上欄に掲げる
新高齢者医療確保法施行令の規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる
字句とする。

イ この項の規定により新高齢者医療確保法施行令第十六条の二を読み替えて適用する場合の同条第四項に規定する介護合算一部負担金等世帯合算額から同項の介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合には、零とする。）及び同項に規定する七十歳以上

ロ　イ中「この項」とあるのを「前項」と読む
一　み替えてイを適用する場合のイに掲げる額
二　新高齢者医療確保法施行令第十六条の二(第二
四項及び第六項の規定による高額介護合算療
養費)に合

介護合算算定基準額を控除した額（当該額が同項に規定する支給基準額以下である場合又は当該介護合算一部負担金等世帯合算額の算定につき同項ただし書に該当する場合

げる額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第二項第一号中「前年八月一日から七月三十一日まで」とあるのは、「平成二十年八月一日から平成二十一年七月三十一日まで」と読み替えて、同条から新高齢者医療確保法施行令第十六条の四までの規定を適用する。

一 新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第二項及び第二項（これらの規定を同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によ

欄下表の項三第三の

二項		三条の三 第三		同令第四		十三条の 十三		三第二項		同令第四		改正令附則第三十三条第三					
行令		國民健 保険法 施		令		私立学 校		地方公 務員等共 濟法施 行		國家公 務員共 濟組合 法施行		國家公 務員共 濟組合 法施行		船員保 険法施 行令		改正令附則第三十三条第三	
行令	國民健 保険法 施	令	私立学 校	地方公 務員等共 濟法施 行	國家公 務員共 濟組合 法施行	改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた地方公務員等共濟組合 法施行令第十二条の三の六の 三第二項及び	改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた地方公務員等共濟組合 法施行令第十二条の三の六の 三第二項及び	改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた船員保険法施行令第 三第二項(同条第三項)	改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた船員保険法施行令第 三第二項(同条第三項)	改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた健康保険法施行令第 四十三条の三第二項	改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた健康保険法施行令第 四十三条の三第二項						
改正令附則第三十九条第三 項の規定により読み替えら れた国民健康保険法施行令	改正令附則第三十九条第三 項の規定により読み替えら れた国民健康保険法施行令	改正令附則第五十八条第三 項の規定により読み替えら れた地方公務員等共濟組合 法施行令第十二条の三の六の 三第二項及び	改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた地方公務員等共濟組合 法施行令第十二条の三の六の 三第二項及び	改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた船員保険法施行令第 三第二項(同条第三項)	改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた船員保険法施行令第 三第二項(同条第三項)	改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた健康保険法施行令第 四十三条の三第二項	改正令附則第五十二条第三 項の規定により読み替えら れた健康保険法施行令第 四十三条の三第二項										

新高齢者医療確保法施行令第十六条の三第一項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するものに係る新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第一項の介護合算算定基準額は、新高齢者医療確保法施行令第十六条の三第一項の規定にかかわらず、同条第一項第一号に定める額とする。

二項	第二十九条 の四の第四 一項及び第 二項	第二十三条 の三の八第 一項
(平成二十一年六月二十五日改正第一回)	第二十九条の四の四第一項及び 第二項並びに改正令附則第三十一 九条第四項	第二十三条の三の八第一項並び に改正令附則第五十八条第四項

この政令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第七条第一項及び第十八条第四項第一号の規定、第二条の規定による改正後の国民健康保険法施行令第二十七条の二第一項及び付則第二条第三項の規定並びに第四条の規定

(施行期日) ○七号
抄
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年一月二一日政令等)
抄
三五七号 (施行期日)
第一条 この政令は、平成二十一年一月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(次条において「新高齢者医療確保法施行令」という。)第七条各項及び第一項のうち、
第三項及び第一項のうち、
部改正に伴う経過措置)

の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十
六号）附則第三十四条第二項の規定を適用する
場合における新高齢者医療確保法施行令第十六
条の二第一項第一号の規定の適用については、
同号中「第六項」とあるのは「第六項（平成
二十年八月一日から十二月三十一日までの間に
受けた療養に係るものにあっては、高齢者の医
療の確保に関する法律施行令等の一部を改正す
る政令（平成二十年政令第三百五十七号）第一
条の規定による改正前の第十四条第一項、第二
項又は第五項」とする。

十六条の二第一項第一号（同条第三項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定の適用については、同号中「第六項」とあるのは、「第六項（平成二十年四月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあっては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）第一条の規定による改正前の第十四条第二項又は附則第五条第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合にあっては、同号第一条の規定による改正前の第十四条第二項又は附則第五条第一項とし、附則第六条第一項の規定により高額療養費の支給を受ける場合にあっては、同号第一条の規定による改正前の第十四条第二項又は附則第六条第一項とする。）」とする。

2 平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養を含む療養に係る高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額介護料等算療養費の支給について、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十号）附則第三十四条第二項の規定を適用する場合における新高齢者医療確保法施行令第十六条の二第一項第一号の規定の適用については、同号中「第六項」とあるのは、「第六項（平成二十年八月一日から十二月三十一日までの間に受けた療養に係るものにあっては、高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百五十七号）第一条の規定による改正前の第十四条第一項、第二項又は第五項）」とする。

<p>附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二第五项第一号の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）、同条第七項の改正規定（「六月」を「七月」に改める部分に限る。）及び同令第三十五条の二第十六号の改正規定を除く。）、第八条の規定、第十二条中国民健康保険法施行令第二十九条の四の二第一項の改正規定、第二十条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第五项第三号の改正規定並びに第二十一条中高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十六条第二第一項第四号及び第五号の改正規定並びに次条及び附則第五条から第十二条までの規定（平成二十七年八月一日）</p>	<p>附 則 （平成一八年一月二九日政令第三〇号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成一十八年四月一日から施行する。</p>	<p>2 （経過措置）この政令による改正後の第十八条第四項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十七年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>
<p>第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。 （健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正に伴う経過措置）</p>	<p>附 則 （平成一八年三月三一日政令第一八〇号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成一十八年四月一日から施行する。</p>	<p>2 （経過措置）この政令による改正後の第十八条第四項の規定は、平成二十八年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十七年度分までの保険料については、なお従前の例による。</p>
<p>第四条 平成二十年度から平成二十七年度までの各年度における、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十九号）附則第三十八条第一項に規定する平成二十年四月前医療等に要する費用のうち平成二十五年度以前に請求されたものの支弁及び負担並びにこれら事務の執行に要する費用に係る同項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第五十三条第一項に規定する拠出金については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 （平成一八年三月三一日政令第一八〇号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成一九年四月一日から施行する。</p>	<p>2 （経過措置）この政令による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条第四項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十九年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十八年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>
<p>第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。 （附則（平成一八年三月三一日政令第一八〇号）抄）</p>	<p>附 則 （平成一九年一月二十五日政令第九号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成一九年四月一日から施行する。</p>	<p>2 （経過措置）この政令による改正後高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条第四項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十九年度以後の年度分の保険料について適用し、平成二十八年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>
<p>第十五条 第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費及び高額介護会算療養費の支給について（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）</p>	<p>附 則 （平成一九年三月三一日政令第九号）抄 （施行期日）</p> <p>1 この政令は、平成一九年四月一日から施行する。</p>	<p>2 （経過措置）この政令による改正後の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十一年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>

項及び附則第四条第二項において「改正法」という。附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成二八年一二月二六日政令第四〇号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一
部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（新高齢者医療確保法施行令）といふ。第七条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十九年八月一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは、「当該日」とする。

附 則 （平成二九年一月二九日政令第二五八号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費及び高額介護会算療養費の支給については、なお従前の例による。）

附 則 （平成二九年一月二九日政令第二五五号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（新高齢者医療確保法施行令第二号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十九年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第二号の規定による所得の額の算定については、なお従前の例による。）

附 則 （平成二九年一月二十五日政令第九号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（新高齢者医療確保法施行令第十八条第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十九年八月以後の年度分の保険料について適用し、平成二十八年以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。）

附 則 （平成二九年三月三一日政令第六三号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（この政令による改正後高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条第四項（第一号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十九年八月以後の年度分の保険料について適用し、平成二十八年以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。）

附 則 （平成二九年七月一三日政令第二一〇号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年八月一日から施行する。

（この政令による改正後の規定は、平成三十一年八月以後の年度分の保険料について適用し、平成三十一年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。）

附 則 （平成二九年三月三一日政令第九八号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為）

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一
部改正に伴う準備行為）

第十四条 第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律の規定による高額療養費及び高額介護会算療養費の支給について（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

附 則 （平成二九年一月二九日政令第一六号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（新高齢者医療確保法施行令第十五条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、療養の

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為）

第十五条 第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下この条に

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為）

附 則 （令和二年一月二九日政令第一六号）抄
（施行期日）

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一
部改正に伴う経過措置）

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一
部改正に伴う経過措置）

附 則 （令和二年九月四日政令第二七〇号）抄
（施行期日）

1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一
部改正に伴う経過措置）

第一条 この政令は、令和三年八月一日から施行する。ただし、附則第三条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十五条及び第十八条の規定は、公布の日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一
部改正に伴う経過措置）

附 則 （平成二九年三月三一日政令第九八号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下この条に

おいて「新高確令」という。）第十六条第一項第一号ハ及び二号ハ及び二号ニの規定による後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）の認定は、施行日前一日である場合における同項の規定の適用については、同項中「当該日の前日」とあるのは、「当該日」とする。

附 則 （平成三一年一月二五日政令第一四号）抄
（施行期日）

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（新高齢者医療確保法施行令第十五条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、療養の

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為）

第十六条 第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下この条に

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う準備行為）

附 則 （令和二年一月二九日政令第一六号）抄
（施行期日）

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一
部改正に伴う経過措置）

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一
部改正に伴う経過措置）

附 則 （令和二年九月四日政令第二七〇号）抄
（施行期日）

1 この政令は、令和三年一月一日から施行する。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第八条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下この条に

齢者の医療の確保に関する法律施行令第十四条
第一項から第三項まで及び第五項の高額療養費
算定基準額並びに同令第十四条の二第一項に規定
する基準日（同令第十六条の四第一項の規定
により基準日とみなされる日を含む。以下この
項において「基準日」という。）の属する月が
同月以後の場合における同令第十六条の二第一
項（同条第三項において準用する場合を含む。）
の介護合算算定基準額について適用し、療養の
あつた月が同年七月以前の場合における当該高
額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同
月以前の場合における当該介護合算算定基準額
については、なお従前の例による。

3 新高齢者医療確保法施行令第十八条第四項
(第一号) 第三号及び第四号に係る部分に限る
。及び附則第三条の規定は、令和三年度以後
の年度分の後期高齢者医療の保険料について適
用し、令和二年度以前の年度分の当該保険料に
ついては、なお従前の例による。

附 則 (令和二年九月三十日政令第二九
九号)

この政令は、令和二年十月一日から施行す
る。

附 則 (令和二年一二月二四日政令第三
八号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、令和三年一月一日から施行
する。

附 則 (令和二年一二月二四日政令第三
八号) 抄 (施行期日)

この政令は、令和三年一月一日から施行す
る。

期高齢者医療の保険料について適用し、療養の
給付を受ける日の属する月が同年七月以前の場
合における当該所得の額の算定、療養のあつた
月が同月以前の場合における当該高額療養費算
定基準額、基準日の属する月が同月以前の場合
における当該介護合算算定基準額及び令和二年
度以前の年度分の当該保険料については、なお
従前の例による。

附 則 (令和三年九月二十七日政令第二七
一号)

この政令は、令和四年四月一日から施行す
る。

制度を構築するための健康保険法等の一部を改
正する法律第五条の規定による改正後の高齢者
の医療の確保に関する法律第六十七条第一項第
二号の規定が適用される者が受ける新令第十四
条第三項に規定する外来療養についての同項の
高額療養費算定基準額は、新令第十五条第三項
の規定にかかるわらず、六千円と、新令第十四条
第三項各号に掲げる額を合算した額に係る当該
外来療養につき厚生労働省令で定めるところに
より算定した当該外來療養に要した費用の額
(その額が三万円に満たないときは、三万円)
から三万円を控除した額に百分の十を乗じて得
た額(この額に一円未満の端数がある場合にお
いて、その端数金額が五十銭未満であるとき
は、これを切り捨て、その端数金額が五十銭以
上であるときは、これを一円に切り上げた額)
との合算額(その額が一万八千円を超えるとき
は、一万八千円(高齢者の医療の確保に関する
法律施行令第十四条第二項に規定する七十五歳
到達時特例対象療養に係るものにあっては、そ
の額が九千円を超えるときは、九千円))とす
る。

前項の規定が適用される場合における高齢者
の医療の確保に関する法律施行令第十六条第一
項の規定の適用については、「次の各号に定める額」と
ある場合の区分に応じ、当該各号に掲げ
る額を合算した額に係る同項に規定する外
来療養につき厚生労働省令で定めるところによ
り算定した当該外來療養に要した費用の額(そ
の額が三万円に満たないときは、三万円)から
三万円を控除した額に百分の十を乗じて得た額
(この額に一円未満の端数がある場合において、
その端数金額が五十銭未満であるときは、これ
を切り捨て、その端数金額が五十銭以上である
ときは、これを一円に切り上げた額)との合算
額(その額が一万八千円を超えるときは、一万
八千円)とする。

附 則 (令和四年一月一九日政令第二九
二号)

この政令は、令和四年四月一日から施行す
る。

附 則 (令和四年三月三一日政令第一三
三号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令は、令和四年四月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 第一条中地方税法施行令第四十八条の九の
三第一項の改正規定(「においては」を「に
は」に改める部分を除く。)及び同条第三項
第二十四項第五号に係る部分を除く。)並びに附
則第五条中租税条約等の実施に伴う所得税
法、法人税法及び地方税法の特例等に関する
法律施行令第十四条第二項に規定する七十五歳
項の表第七条の十一並びに附則第四条第十項
第一号、第四条の二第九項第一号、第十八条条
の五第七項第一号、第十八条条の六第十二項第
一号及び第十八条条の七の二第四項第一号の項
及び同条第四項の表第七项第一号、第十八条条
の五第十項第一号、第四条の二第九項第一号、
第十八条条の五第七項第一号、第十八条条の六第
十二項第一号及び第十八条条の七の二第四
項第一号の項中、「第十八条条の五第七項第一
号」を削る部分並びに同条第六項の表第四十
八条の五の二並びに附則第四条第十八項第一
号、第四条の二第十七項第一号、第十八条条
の五第十九項第一号、第十八条条の六第二十八
項第一号及び第十八条条の七の二第二十二項第一
号、第十八条条の七的二第二十二項第一号及び
第十八条条の七的二第二十二項第一号の項中「
第一号及び第十八条条の七的二第二十二項第一
号、第十八条条的二第二十二項第一号、第十八条条
の五第十九項第一号、第十八条条的六第二十八
項第一号及び第十八条条的七的二第二十二項第一
号、第十八条条的七的二第二十二項第一号の項中
「第一号及び第十八条条的七的二第二十二項第一
号、第十八条条的七的二第二十二項第一号、第十八
条的五第十九項第一号」を削る部分に限
る。)並びに附則第十一条の規定 令和六年

附 則 (令和四年三月三一日政令第一三
三号) 抄 (施行期日)

第一条 この政令による改正後の第十八条第一項及び
費算定基準額の特例)

第二項の規定は、令和四年度以後の年度分の保
険料について適用し、令和三年度以前の年度分
の保険料については、なお従前の例による。

<p>1 この政令による改正後の規定は、令和五年度以後の年度分の保険料について適用し、令和四年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 この政令による改正後の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>2 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第三項の規定は、令和五年十一月一日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行前に高齢者の医療の確保に関する法律第十六条の二第一項に規定する匿名医療保険等関連情報の提供の申出を行った者が同法第十七条の二第一項の規定により納付すべき手数料の額については、第二条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第一条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。（後期高齢者医療の保険料の算定に関する経過措置）</p> <p>2 第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条第一項及び第二項（同令附則第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。（経過措置）</p> <p>2 この政令による改正後の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則 （令和五年一月一〇月二〇日政令第三〇号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>2 この政令は、令和六年三月三〇日政令第一五号）抄</p> <p>（施行期日）</p>	<p>附 則 （令和六年一月一九日政令第一二二号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>2 この政令は、令和六年三月三〇日政令第一五号）抄</p> <p>（施行期日）</p>

<p>1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>2 この政令は、令和六年一月一七日政令第八号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。（後期高齢者医療の保険料の算定に関する経過措置）</p> <p>2 第五条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令第十八条第一項及び第二項（同令附則第五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。（経過措置）</p> <p>2 この政令による改正後の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>2 この政令は、令和六年三月三〇日政令第一五号）抄</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>2 この政令は、令和六年三月三〇日政令第一五号）抄</p> <p>（施行期日）</p>
<p>附 則 （令和六年一月一七日政令第一〇号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>2 この政令による改正後の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</p>	<p>附 則 （令和六年三月三〇日政令第一五号）</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この政令は、令和六年四月一日から施行する。</p> <p>（施行期日）</p> <p>2 この政令は、令和六年三月三〇日政令第一五号）抄</p> <p>（施行期日）</p>

<p>第一 条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 目次の改正規定、第五条の三第八項の改正規定（「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改める部分及び「第七項まで」を「第八項まで」に改める部分を除く。）、第二章第九節の次に一節を加える改正規定及び第二十六条の五の改正規定並びに附則第二十七条の規定（令和六年六月一日）</p> <p>別表（第三条関係）</p> <p>一 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力（万国式試視力表によつたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。口において同じ。）がそれぞれ〇・〇七以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの</p> <p>二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの</p> <p>三 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>四 咀嚼の機能を欠くもの</p> <p>五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>八 上肢の機能に著しい障害を有するもの</p>	<p>第一 条 この政令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 目次の改正規定、第五条の三第八項の改正規定（「第十条の五の四第一項及び第二項」を「第十条の五の四第一項から第四項まで」に改める部分及び「第七項まで」を「第八項まで」に改める部分を除く。）、第二章第九節の次に一節を加える改正規定及び第二十六条の五の改正規定並びに附則第二十七条の規定（令和六年六月一日）</p> <p>別表（第三条関係）</p> <p>一 次に掲げる視覚障害</p> <p>イ 両眼の視力（万国式試視力表によつたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。口において同じ。）がそれぞれ〇・〇七以下のもの</p> <p>ロ 一眼の視力が〇・〇八、他眼の視力が手動弁以下のもの</p> <p>ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／四視標による周辺視野角度の和がそれぞれ八〇度以下かつI／二視標による両眼中心視野角度が五六度以下のもの</p> <p>二 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が七〇点以下かつ両眼中心視野視認点数が四〇点以下のもの</p> <p>三 平衡機能に著しい障害を有するもの</p> <p>四 咀嚼の機能を欠くもの</p> <p>五 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの</p> <p>六 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの</p> <p>七 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの</p> <p>八 上肢の機能に著しい障害を有するもの</p>
--	--

九 一上肢の全ての指を欠くもの

十 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

十一 両下肢の全ての指を欠くもの

十二 一下肢の機能に著しい障害を有するもの

十三 一下肢を足関節以上で欠くもの

十四 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

十五 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

十六 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

十七 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの